

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：富士宮市長、市議会議長、市選挙管理委員会、市代表監査委員、
市教育委員会、市農業委員会、市消防長

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.0%
全職員	70.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	91.8%
本庁課長相当職	87.1%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.6%
31～35年	94.0%
26～30年	90.6%
21～25年	89.6%
16～20年	87.8%
11～15年	90.9%
6～10年	85.3%
1～5年	65.6%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

(1) 任期の定めのない常勤職員

諸手当の受給状況や部分休業等の利用状況が差異に影響していると考えられる。

(扶養手当と住居手当は、主たる生計維持者や賃貸借契約の契約者が男性である場合が多いため。)

- ・扶養手当の受給割合: 男性 73.4%、女性 26.6%
- ・住居手当の受給割合: 男性 68.0%、女性 32.0%
- ・管理職手当の受給割合: 男性 69.1%、女性 30.9%
- ・部分休業等の利用割合: 男性 4.4%、女性 95.6%

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員(任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員)

雇用形態や職種の構成比が、差異の主要因と考えられる

- ・平均支給額の高い任期付職員や専門職種に従事している女性の割合が高い

(3) 全職員

職員区分の構成比が、差異に影響していると考えられる。

- ・任期の定めのない常勤職員より平均給与額が少ない任期の定めのない常勤職員以外の職員の占める割合が、男性職員より女性職員の方が高い(男性 19.1%、女性 51.4%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

男女の諸手当の受給割合と「本庁課長相当職」については、男性職員に医師が含まれていることが差異に影響していると考えられる。

(2) 勤続年数別

勤続年数 1～5 年の男性職員に占める医師の割合が 28.4%と大きく、これにより男性の平均給与が高くなり、ほかと比べて男女の給与の差異が大きくなったと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。